

春日部市教育委員会規則第 2 号

春日部市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市教育委員会教育長

鎌田 亨

春日部市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

春日部市立体育施設条例施行規則（平成17年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第6条関係） 附属設備の使用料				別表（第6条関係） 附属設備の使用料			
名称	種別	使用単位	金額 (円)	名称	種別	使用単位	金額 (円)
総合体育館	放送設備（固定式）	1回一式	1,000	総合体育館	放送設備（固定式）	1回一式	1,000
	放送設備（移動式）	1回一式	1,000		放送設備（移動式）	1回一式	1,000
	温水シャワー	1回	100		温水シャワー	1回	100
	移動ステージ	1回一式	1,000		移動ステージ	1回一式	1,000
春日部市営大沼運動公園グラウンド（陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場に限る。）	移動式簡易照明	1回1台	100				

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。